

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	未熟児に対する養育医療の給付決定		
根拠法令及び条項	母子保健法第20条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市未熟児養育医療給付実施要領 （対象） 蓮田市に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で次に掲げるいずれかの事項に該当し、医師が入院養育を必要と認めたものとする。 1 出生時の体重が2,000グラム以下のもの 2 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの （1）一般状態 ア運動不安、けいれん イ運動が異常に少ない （2）体温が摂氏34度以下 （3）呼吸器、循環器系 ア強度のチアノーゼが持続 イチアノーゼ発作を繰り返す ウ呼吸数が毎分50以上で増加傾向 エ呼吸数が毎分30以下 オ出血傾向の強い （4）消化器系 ア生後24時間以上排便がない イ生後48時間以上嘔吐が持続 ウ血性吐物がある エ血性便がある （5）黄疸 ア生後数時間以内に発生 イ異常に強い		
審査基準 設定年月日	平成25年3月26日	審査基準 最終変更年月日	令和2年7月22日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 1か月 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年3月29日	標準処理期間 最終変更年月日	令和6年3月29日

所管部署	生涯学習部子ども支援課
備考	

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。